

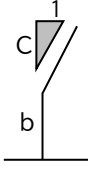
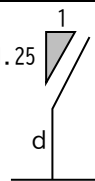
足立区の斜線制限・高さ制限について

(道路斜線・隣地斜線・北側斜線・日影規制・絶対高さ・高度地区) ※緩和条文除く

令和4年4月現在

建築物の採光・通風等を確保するために、建築物の高さが一定の斜線を超えないように定めた規定です

【足立区の場合】

用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ (法第55条)	日影規制	高度地区
				絶対高さは <u>地区計画</u> 又は <u>建築協定</u> で定められています。 場合があります。	—	詳しくは「 <u>足立区内の高度地区について</u> 」のパンフレットを参照ください。
第一種 低層住居専用地域	あり a=1.25	なし	あり d=5m	あり 10m又は12m	あり	・第一種高度 ・第二種高度 ・第三種高度 ・最低限高度 ・指定なし のいずれか。
(第一・二種) 中高層住居専用地域	あり a=1.25	あり b=20m c=1.25	なし	なし	あり	
(第一・二種) 住居地域	あり a=1.25	あり b=20m c=1.25	なし	なし	あり又はなし	
準住居地域	あり a=1.25	あり b=20m c=1.25	なし	なし	あり又はなし	
近隣商業地域	あり a=1.5	あり b=31m c=2.5	なし	なし	あり又はなし	
商業地域	あり a=1.5	あり b=31m c=2.5	なし	なし	なし	
準工業地域	あり a=1.5	あり b=31m c=2.5	なし	なし	あり又はなし	
工業地域	あり a=1.5	あり b=31m c=2.5	なし	なし	なし	
工業専用地域	あり a=1.5	あり b=31m c=2.5	なし	なし	なし	
新たな防火規制区域	あり a=1.5(※一部地域を除く)	あり (※各用途地域による)	なし	なし	あり又はなし	
用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ	日影規制	高度地区

《問い合わせ先》

【各斜線制限】 建築審査課 審査第一・二係 03-3880-5111 (内線 2621.2615)	【絶対高さ・日影規制・高度地区・地区計画・用途地域】 開発指導課 用途照会係 03-3880-5111 (内線 2651.2652)	【建築協定】 開発指導課 開発指導係 03-3880-5111 (内線 2666.2667)
--	---	---

※新たな防火規制区域内、道路斜線の一部地域は裏面参照

■ 道路斜線制限の勾配1. 5に変更する区域

